



全労協 GENERAL UNION

Labour Update

労組周辺動向 No. 242



2026 - 04 - 24

労組周辺動向 No.242 2026年4月24日現在

1. 法・政策

(1) 残業規制の指導運用、自民が見直しを提言 一律「45時間以内」から

高市早苗首相が掲げる「労働時間規制の緩和の検討」をめぐり、自民党は4月15日、時間外労働について労働基準監督署の指導の運用見直しを盛り込んだ提言を首相に手渡した。時間外労働を月45時間以内に減らす一律の指導を見直すことなどを求めたが、専門家から長時間労働を助長するとの懸念も出ている。

提言は、労基署に「36協定や特別条項の締結に向けた指導・助言を行うこと」を求めた。今月上旬に報じられた提言案と同様の内容だった。上限規制の範囲内で柔軟に対応するよう求めるが、元監督官の一人は「特別条項に誘導するのは本末転倒」と指摘している。

厚生労働省によると、労基署は過重労働を未然に防ぐため、特別条項を結んでいても時間外労働を45時間以内に削減するよう指導しているという。提言では、こうした「一律の指導を見直す」ことを求めている。

(2) 政府 外国人在留許可に関する手数料引き上げで目安額明らかに

政府は外国人の適正な受け入れを図るため、在留許可に関する手数料を他国の例も踏まえ今年度中に引き上げたいとして、今の国会での出入国管理法などの改正案の成立を目指している。

これについて出入国在留管理庁は4月10日、衆議院法務委員会で手数料の目安の額を明らかにした。

それによると現在、窓口では6000円、オンラインでは5500円の在留資格の更新や変更の許可の手数料は、在留期間が3か月は1万円程度、5年は7万円程度とすることを検討しているとしている。

また、1万円の永住許可の手数料は20万円程度とし、いずれも改正法が成立したあと国会の意見も踏まえ決定するとしている。

2. 法違反・闘い

(1) 中国人労働者、ロシアで異例デモ 極東、現地法人賃金未払いに抗議

ロシア極東ハバロフスク地方のコムソモリスクナアムーレで4月12日、中国エネルギー企業のロシア現地法人の中国人労働者100人以上が賃金未払いに抗議し、デモ行進した。地元メディアが報じた。デモは当局の許可を得ておらず、通常なら拘束などで参加者を取り締まるロシア治安当局は静観したという。ロシア国内で中国人労働者のデモは異例。

※デモはロシアでエネルギー施設建設などに参画する「ペトロ・ヘファ」の従業員らが組織。

「プーチン（大統領）、私たちを助けてください」などと書かれた横断幕を掲げて練り歩いた後に、町の中心部の歩道や芝生に座り込んだ。

地元市長や治安機関が労働者らと話し合っているという。

(2) 東京ガス社員の自殺は「労災」 出向先上司のパワハラ原因 東京地裁

子会社に出向していた東京ガスの男性社員＝当時（24）＝が自殺したのは、繁忙部署への異動や上司のパワハラが原因だとして、両親が国に遺族補償給付の不支給決定取り消しを求めた訴訟の判決が4月13日、東京地裁であった。地裁はパワハラなどが原因として労災を認め、決定を取り消した。

判決によると、男性は2017年4月に東京ガスに入社し、研修などを経て2018年4月に子会社の財務担当部署に出向。同8月ごろにうつ症状が出た後、自宅で自殺した。三田労働基準監督署は2022年、労災と認めない決定をした。

判決は、財務担当部署は小人数で繁忙だったのに、男性を指導すべき上司の指示や職場の支援はごく限定的だったと指摘。上司からの厳しい口調での指導や、「仕事が覚えられず、毎日怒られてばかり。もう限界」などとする遺書からも、うつ症状と自殺は業務に起因すると結論付けた。

(3) 残業申請認めず42人手当未払い 茨城・つくば市で1500万円

茨城県つくば市の五十嵐立青市長は4月14日の定例記者会見で、福祉部や消防本部などの7部署で2021年1月～2024年4月、管理職が部下の残業申請を認めず、42人に対し計約1500万円の時間外勤務手当が未払いだったと明らかにした。不適切な労務管理で、管理職に問題があったとし「これまでの悪習を絶つことが重要だ」と述べた。

市によると、時間外労働（残業）は事前申請を原則としており、管理職が残業を認めていなかったほか、残業を把握しながら申請を促さないなどの不適切な労務管理があったとしている。

(4) 大塚製薬の男性社員の自殺は労災と認める判決 東京地裁

2018年、大塚製薬の当時31歳の男性社員が自殺したことをめぐり、遺族が労災と認めるよう国を

訴えた裁判で、東京地方裁判所は「業務の繁忙により肉体的・精神的疲労が蓄積していた」などとして、訴えを認める判決を言い渡した。

8年前、大塚製菓の当時31歳の男性社員が、長崎市の出張所に営業課の係員として配属されていた際、精神疾患を発症して自殺し、遺族は「長時間労働などが原因だ」として、労災と認めるよう求めましたが、長崎労働基準監督署に認められず、遺族補償などが支給されなかった。

遺族はおとし、国の処分の取り消しを求めて訴えを起こした。

(5) 海外勤務中の労災、出向元と初の和解 遺族側は「画期的」と評価

川崎重工業（神戸市）のエンジニアの男性が出向先の中国で自殺したのは過重労働が原因だとして、遺族が川崎重工業に約1億円の損害賠償を求めた訴訟が4月16日、大阪高裁（森崎英二裁判長）で和解したことが判明した。和解条項に基づき、解決金の金額をはじめとする具体的な内容は非公表とされたが、遺族側は取材に「こちらの主張を十分にくみ取った和解内容となった。事実上の勝訴と受け止めている」と説明した。

企業には、労働者が安全に働けるよう必要な配慮をする「安全配慮義務」が課されている。出向の場合、基本的に出向先企業が一次的な安全配慮義務を負うとされるが、海外出向先には日本の労働法制が原則適用されず、責任の所在が曖昧になりがちだった。

(6) バイト仲介「タイミー」を提訴…労働者9人、スキマバイト「直前キャンセル」は違法と主張

短時間・単発のアルバイト「スポットワーク」の契約を直前に破棄されたのは違法だとして、1都4県の9人が4月21日、仲介アプリ最大手「タイミー」（東京）に計約312万円の未払い賃金などを求める訴訟を東京地裁に起こした。

社会問題化するスポットワークの「直前キャンセル」を巡り、労働者側が組織的に仲介事業者を提訴したのは初。訴状によると、9人は2021年10月～今年3月、同社のアプリで飲食店など計135件の求人に応募したが、就業予定日の直前に雇用者からキャンセルを通知され、交通費を含む計約102万円の賃金を得られなかったという。

スポットワークの労働契約について、厚生労働省などは「求職者の応募時点で成立する」としている。原告側は訴状で「9人に対する契約破棄を正当化する事由はなく、直前キャンセルはいずれも違法・無効だ」と主張。「仲介のシステムを構築したタイミーには、違法なキャンセルを防止する義務を怠った責任がある」とも訴え、未払い賃金のほか、1人当たり10万～50万円（計210万円）の慰謝料を請求した。

3. 情勢・統計

(1) IMF 世界経済の成長率 イラン情勢影響で引き下げ見通し

イラン情勢による世界経済への影響が懸念される中、IMF＝国際通貨基金は最新の見通しを公表しました。ことしの経済成長率はエネルギー価格の高騰によって3.1%に引き下げられ、影響が拡大した場合には成長率が2%程度まで落ち込むと予測している。

IMFが4月14日に公表した見通しによりますと、ことしの経済成長率は3.1%となり、前回・ことし1月の発表から0.2ポイント引き下げた。

これは、主にイラン情勢を受けたエネルギー価格の上昇を反映したもので、被害が出ている中東に加え、燃料を輸入するヨーロッパの国々や新興国などがより影響を受けると指摘している。

国や地域別にみると、イギリスが前回より0.5ポイント低い0.8%、ユーロ圏は0.2ポイント低い

1.1%となったほか、エネルギーの輸出国でもあるアメリカは0.1ポイント低い2.3%となった。日本は政府の経済政策などを背景に0.7%で据え置いた。

"Global Economy in the Shadow of War" April 14, 2026 International Monetary Fund

<https://www.imf.org/en/publications/weo/issues/2026/04/14/world-economic-outlook-april-2026?cid=ca-com-homepage-sm26-WEOEA2026001>

(2) 連合組合員減少、678万人に 若者・女性浸透へSNS活用

連合は4月16日、加盟する産業別労働組合などの2026年の組合員数が約678万人に減少したと明らかにした。公称「700万人」としていたが修正した。芳野友子会長は同日の記者会見で、連合は若者と女性に人気がないと指摘。「(運動の)やり方を変えていく必要がある」とし、交流サイト(SNS)活用などの考えを示した。

2025年12月に公表された労組に関する厚生労働省資料を連合が精査し、2026年3月中旬までに確定した。2026年の組合員数は677万8431人で、前年比で10万490人減少した。

組織別で見ると、小売りや外食、繊維などの産業別労働組合「UAゼンセン」が最多の193万9075人。

(3) 日本で起業の外国人 在留資格厳格化を調査 半数近くが影響

日本で起業する外国人の在留資格の取得要件が厳格化されたことについて、民間の信用調査会社が調査したところ、外国人が経営する会社の半数近くが、「廃業の検討」といった「経営に影響がある」と回答したことがわかった。

日本で起業する外国人の在留資格「経営・管理」の取得要件について、国は去年10月、実態のない会社を使って不正に資格を取得するケースがあることなどから、資本金500万円以上を3000万円以上に大幅に引き上げるなど、要件を厳格化した。

厳格化に伴って、これから申請する人だけでなく、すでにこの在留資格を持つ人にも新たな要件が適用されることになっている。

要件の厳格化を受けて、民間の信用調査会社「東京商工リサーチ」は、先月から今月にかけて、この影響について調査し、外国人が経営する会社、299社から回答を得た。

それによると、「厳格化で会社の経営はどう変化するか」を複数回答で尋ねたところ、「影響はない」と答えたのは55%となった一方で、半数近くの45%が何らかの影響があると回答したことがわかった。

(4) 外国人材確保へ 愛媛県など全国20道府県が海外と覚書結ぶ

人手不足が深刻な地方では外国人材を安定的に確保しようと海外の政府などと「覚書」を結ぶ動きが広がっている。

NHKが調べたところ全国20の道府県に上っていて、専門家は、「外国人材の獲得競争が激化する中、企業だけが担うのは限界があり自治体の支援が加速している」としている。

日本の外国人労働者は、去年10月末時点で257万人と過去最多となる一方、首都圏の1都3県が4割を占めるなど大都市に集中していて、地方では外国人材をどう安定的に確保するかが課題となっている。

こうした中、地方では外国人材の受け入れを進めるため海外の政府や地方政府と「覚書」を結ぶ動

きが広がっていて、NHKが全国の都道府県に取材したところ、3分の1を上回るあわせて20の道府県に上った。

具体的には▼北海道▼宮城県▼三重県▼大阪府▼愛媛県▼大分県などで、相手はベトナムやインドネシアといった東南アジア諸国のほか、インドやネパールなど。

自治体の多くが2023年以降に農業や観光、それに介護といった分野で「覚書」を結んでいて、受け入れにあたって職場や生活の環境を整備することや、定期的な情報交換などを約束している。覚書を結ぶ理由については愛媛県は「現地国の懸念を解消することにつながり受け入れに有益になる」とか、茨城県は「獲得競争の中、県の魅力を直接伝えるため」などと答えている。